

山梨県公報

第七十九号

令和二年

三月十二日

木曜日

目次

告示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………	一一一
○家畜伝染病の発生……………	一一一
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………	一一一
○有害図書類の指定……………	一一二
○落札者の決定について……………	一一二
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	一一二
○争議行為予告通知の受理……………	一一三
○肥料の登録の有効期間の更新……………	一一五
○令和二年二級建築士試験の実施……………	一一五
○令和二年木造建築士試験の実施……………	一一五
企業局	
○山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………	一一六
○山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………	一一八
正誤	
○平成二十六年四月三日付第二千四百四号中……………	一一八

告示

山梨県告示第七十一号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、同条例第四十四条第一項及び第二項に定める個人の事業税の申告のうち、その期限が令和二年三月十五日であるものについては、その期限を令和二年四月十六日まで延長する。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和二年三月四日
同	同	同	一	富士河口湖町	令和二年三月五日

山梨県告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲州市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業甲州市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年六月十一日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第二百六号、昭和五十九年山梨県告示第三十五号、昭和六十三年山梨県告示第九十号、平成元年山梨県告示第四十五号、平成三年山梨県告示第五百四十九号、平成四年山梨県告示第百三十二号、平成七年山梨県告示第二百六十三号、平成八年山梨県告示第四百二十七号、平成九年山梨県告示第二百四十四号、平成十一年山梨県告示第四百二十六号、平成十四年山梨県告示第四十四号、平成十五年山梨県告示第二百四十二号、平成十九年山梨県告示第百三十七号及び平成二十六年山梨県告示第百二十六号の事業地のうち、甲州市大字塩山上井尻字金山、大字塩山上塩後字秀森前及び字千住院前、大字塩山千野字身洗田及び字観音堂西、大字塩山赤尾字堰口及び字川除下、大字塩山下塩後字井尻境、字坂田下及び字上塩後境、大字勝沼町休息字北林、字子安后及び字子安、大字勝沼町小佐手字

北川原及び字横落前、大字勝沼町菱山字相之原及び字池ノ平並びに大字勝沼町勝沼字上天神の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十四号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和二年三月十三日から施行する。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
実話Hコミックセレクション1 本当にあった美味しい体験教えます	(株) リイド社
最高にトロけた本気でホントの話	(株) リイド社
シークレットスクール あのコの秘密をおしえてあげる	(株) コアマガジン
お色気時代劇専門マガジン コミック艶	(株) リイド社
実験人形ダミー・オスカー	ゴマブックス(株)
リアルHコミックセレクション 天然淑女リアル体験	(株) リイド社
ミニシュガー1月号 泥酔LOVE	(株) 秋水社
あまーいHいっぱい オトナのLOVEコミック 恋愛チェリーピンク1月号	秋田書店

ハーレムヘブン 彼女たちの秘密のレッスン

(株) コアマガジン

ハーレムアソート

(株) コアマガジン

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立こころの発達総合支援センター診療等総合システムハードウェア等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県子育て支援局子ども福祉課

(二) 所在地 山梨県甲府市内丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年二月二十六日

四 落札者

(一) 名称 リコーリース株式会社

(二) 住所 東京都江東区東雲一丁目七番十二号

五 落札金額 四千八百四十四万七千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年一月十六日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
芙蓉建設株式会社 代表取締役 大森朋彦	山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 笛吹河内店舗
(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町河内字宮窪四百三十九番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正	山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉行東二丁目四番十四号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年十一月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千三百八十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 百十一台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 四十三台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 四十七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 三十九立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社山梨さえき	午前九時	午後九時
株式会社大創産業	午前九時三十分	午後八時三十分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 六箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和二年二月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年七月十三日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨令和二年二月十八日付けで通知があった。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 事件 次の要求事項に関する件

1 生活を守る賃金と雇用の確保。全国一律最低賃金制度と看護師・介護職の特定最賃新設の実現。生活改善できる一時金の獲得。「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入・拡大反対。労働に関する不払いの根絶

2 医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善。「一日八時間以内、勤務間隔十二時間以上」など、夜勤交替制労働の実効ある規制の実現。長時間労働の解消。三六協定特別条項の撤廃。労働条件の改善を保障する需給見通しと増員計画の策定。看護師「特定行為」の強制や拡大反対

3 社会保障の拡充と安全・安心の医療・福祉の実現。医療・介護の保険外し反対、患者・利用者の自己負担軽減。診療報酬・介護報酬の引き上げ

4 医療提供体制の縮小再編成、「医療計画」、「医療費適正化計画」などによる実態を無視した病床削減反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。国・自治体・公的病院の統廃合・民間移譲反対

5 共謀罪法廃止、戦争法廃止・発動反対、憲法改悪阻止。消費税十パーセントの撤回。原発再稼働反対。核兵器廃絶。平和と民主主義の擁護

6 山梨民医労組組合員に関わる賃金・諸手当不払いの根絶。また、現在労使紛争中である不払い手当の支払要求

二 日時 令和二年三月十二日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。
三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
- 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
- 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
- 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 まずは共立診療所デイサービスふるさと

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから

甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場

四 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 肥料の登録の有効期間の更新
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新後の有効期限
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S-B	窒素全量四％ りん酸全量一％	公定規格 のり	サントリースピリツ株式会社 東京都港区台場二丁目三番三号	令和五年三月七日

● 令和二年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和二年七月五日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和二年九月十三日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

- 1 郵送による受験申込み
 - (一) 受験申込み受付期間 令和二年三月二十五日（水）から同月三十一日（火）まで
 - (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を必ず簡易書留により郵送すること（令和二年三月三十一日までの消印のあるものに限る。）。
 - (三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀

尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部

2 受付場所への持参による受験申込み

- (一) 受験申込み受付期間 令和二年四月九日（木）から同月十三日（月）までの毎日午前十時から午後五時まで
- (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を原則として受験者本人が持参すること。
- (三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内二丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階一般社団法人山梨県建築士会

3 インターネットによる受験申込み

- (一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしているものに行うことができる。
- (二) 受験申込み受付期間 令和二年四月十三日（月）午前十時から同月二十日（月）午後四時まで
- (三) 受験申込み方法 センターのホームページ（<https://www.jaetc.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

四 合格者の発表及び合否等の通知

令和二年十二月三日（木）（予定）（学科の試験については、同年八月二十五日（火）（予定））

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、令和二年六月十日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaetc.or.jp/>）において公表する。
- 2 詳細については、センター（電話〇三ー六二六ー一三三一〇）に問い合わせること。

● 令和二年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和二年七月十二日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月十二日

山梨県公営企業管理者 佐野 宏

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「条例」を「山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例（昭和四十二年山梨県条例第二十五号）（以下「条例」という。）」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（減免の申請）

第二十条の二 条例第五条の規定により、維持料、使用料又は手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書（第十号様式の三）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請があつたときは、必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。

第十号様式の二の次に次の一様式を加える。

- 2 設計製図の試験 令和二年十月十一日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込み手続
 - 1 郵送による受験申込み
 - (一) 受験申込み受付期間 令和二年三月二十五日（水）から同月三十一日（火）まで
 - (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を必ず簡易書留により郵送すること（令和二年三月三十一日までの消印のあるものに限る。）。
 - (三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部
- 2 受付場所への持参による受験申込み
 - (一) 受験申込み受付期間 令和二年四月九日（木）から同月十三日（月）までの毎日午前十時から午後五時まで
 - (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を原則として受験者本人が持参すること。
 - (三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合館一階一般社団法人山梨県建築士会
- 3 インターネットによる受験申込み
 - (一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしているものに限る行うことができる。
 - (二) 受験申込み受付期間 令和二年四月十三日（月）午前十時から同月二十日（月）午後四時まで
 - (三) 受験申込み方法 センターのホームページ（<https://www.jaetic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。
- 四 合格者の発表及び合否等の通知 令和二年十二月三日（木）（予定）（学科の試験については、同年九月八日（火）（予定））
- 五 その他
 - 1 設計製図の試験の課題は、令和二年六月十日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaetic.or.jp/>）において公表する。
 - 2 詳細については、センター（電話〇三ー六二六二一ー三三三〇）に問い合わせることに。

第10号様式の3 (第20条の2関係)

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

住 (居) 所
 施設 の 名称
 氏 名(名称)
 代表者の氏名

印

使 用 料 等 減 免 申 請 書

山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例第5条(第1項・第2項)の規定により、
 (維持料・使用料・手数料)の(減額・免除)を受けたいので、山梨県営石和温泉給湯
 規程第20条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

温 泉 利 用 の 場 所	
給 湯 記 号 及 び 番 号	
減 額 ・ 免 除 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
減 額 ・ 免 除 申 請 理 由	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局訓令甲第一号

山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十二日

山梨県公営企業管理者 佐野 宏

山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県企業職員の駐在に関する規程（昭和五十六年山梨県企業局訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表早川水系発電管理事務所の項の前に次のように加える。

電気課		PR施設の案内、館内機器の維持管理に係る業務	甲府市下向山町
		電力貯蔵技術の実証試験に係る業務	
		保川発電所の建設工事に係る現場調整業務	南巨摩郡早川町保

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○平成二十六年四月三日（第二千四百四号）公布山梨県告示第百二十六号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二二四	上	十～十一	平成九年山梨県告示第百六十三号	平成九年山梨県告示第百四号
		十一	平成十四年山梨県告示第百	平成十四年山梨県告示第百四